

よくある質問にお答えします。

Q & A



Q 1 65歳からもらえる年金には何がありますか？

受給要件を満たした場合、65歳からは、①老齢基礎年金、②老齢厚生年金、③年金払い退職給付を受給することができます。

ただし、③「年金払い退職給付」は退職している（一般組合員でない）ことが条件となります。

また、平成27年9月までの組合員期間に係る経過的職域加算額（旧3階）も一般組合員期間中は支給停止となります。

実施機関ごとに請求する必要があります。請求手続き先は、「令和6年度一般組合員の公的年金制度について」18頁をご覧ください。

Q 2 年金の見込み額はどこで知ることができますか？

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した受給資格期間が10年以上ある場合に、65歳から受け取ることができます。

20歳から60歳になるまでの40年間の国民年金や厚生年金の加入期間等に応じて年金額が計算されます。その期間すべてを納付された方は、満額の816,000円*受け取れます。

老齢基礎年金の額＝ 816,000円* × 加入月数／480（月）

*令和6年度の金額です。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。



<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/roureinenkin/jukyu-yoken/20150401-02.html>

老齢厚生年金

公立学校共済組合から毎年お送りする「ねんきん定期便」や地共済年金情報WEBで、年金の見込み額を確認いただけます。

■地共済年金 WEB

<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/FN009001/OP009001001BL.do>

※登録すれば、いつでも年金見込額を確認できます。



Q3 老齢厚生年金を受給しています。働いても年金はもらえますか？

次のいずれかに該当する場合は、年金の全部または一部が支給停止されます。

- ・ 厚生年金保険の保険者となった方
(ex. 臨時的任用の講師として任用され短期組合員になった場合 等)
- ・ 国会議員、地方議会議員
- ・ 厚生年金保険の適用事業所に勤務されている70歳以上である方

支給停止額

$$= (\text{老齢厚生年金の月額} + \text{標準報酬月額} + \text{直近1年間の標準賞与額} \times 1/12 - 50 \text{万円}^*) \times 1/2$$

例)

- ・ 老齢厚生年金 120万円 . . . 120万円 ÷ 12月 = 10万円①
- ・ 標準報酬月額 34万円②
- ・ 直近1年間の標準賞与額 96万円 . . . 96万円 ÷ 12月 = 8万円③

▶①10万円 + ②34万円 + ③8万円 = 52万円 > 50万円*

▶支給停止額 : (52万円 - 50万円) ÷ 2 = 1万円

▶支給年金月額 : (①10万円 - 1万円) = 9万円

*50万円は令和6年度の基準額です。

※ 再就職して公務員の共済組合の一般組合員となった場合は、「年金払い退職給付」、平成27年9月までの組合員期間に係る「経過的職域加算額」が支給停止されます。

Q4 他の公務員の共済組合から老齢厚生年金を受給しています。この度、公立学校共済組合の一般組合員になりました。何か手続きは必要ですか。

「年金受給権者再就職届書」の提出が必要です。年金証書を添付して、所属所経由で京都支部へ提出してください。

他の公務員の共済組合からの年金は消滅し、公立学校共済組合で公務員の共済組合員期間を通算して年金決定をし直します。その手続きが完了するまで年金のお支払いはできません。手続き完了後、遡って対象月分からお支払いします。

なお、標準報酬月額や年金額等によっては、年金の全部または一部が支給停止となることがあります(Q3参照)。

また、「年金払い退職給付」、平成27年9月までの組合員期間に係る「経過的職域加算額」は、一般組合員期間中は支給停止となります。

**Q 5 公立学校共済組合から老齢厚生年金を受給しています。
この度、再度京都支部の一般組合員になりました。何か手続きは必要ですか。**

「年金受給権者再就職届書」の提出が必要です。所属所経由で京都支部へ提出してください。

なお、標準報酬月額や年金額等によっては、年金の全部または一部が支給停止となることがあります（Q3参照）

また、「年金払い退職給付」、平成27年9月までの組合員期間に係る「経過的職域加算額」は、一般組合員期間中は支給停止となります。

Q 6 公立学校共済組合に加入する前に、民間企業に勤務し厚生年金に加入していました。その期間の年金請求はどうすればよいですか？

65歳からの老齢厚生年金の請求は、実施機関ごとに行う必要があります。民間企業勤務の間の厚生年金（第1号厚生年金）は、日本年金機構（年金事務所）で手続きしてください。

65歳までの特別支給の老齢厚生年金は、公立学校共済組合、日本年金機構など、いずれの実施機関でも手続きできます。「令和6年度一般組合員の公的年金制度」18頁をご覧ください。

Q 7 公立学校共済組合から老齢厚生年金を受給しています。今度、講師として勤務し、初めて第1号厚生年金に加入します。この期間の年金を受給するために手続きは必要ですか。

第1号厚生年金の加入から1箇月後に年金の受給権が発生しますので、日本年金機構（年金事務所）で手続きをしてください。

Q 8 老齢厚生年金を早くもらいたいのですが・・・

60歳から65歳に達するまでの間で、受給開始を繰り上げることができます。繰り上げた月数1月あたり、0.5%(*)減額され、生涯にわたって減額された金額が続きます。留意事項がありますので、詳しくは「令和6年度一般組合員の公的年金制度について」4頁をご覧ください。

*昭和37年4月1日以前に生まれた方・・・0.5%

昭和37年4月2日以後に生まれた方・・・0.4%

Q 9 老齢厚生年金を繰り下げると、年金額はどれくらい増えますか？

66歳以降75歳に達するまでの間で、受給開始を繰り下げることができます。繰り下げた月数1月あたり、0.7%増額され、生涯にわたって増額された金額が続きます。

留意事項がありますので、詳しくは「令和6年度一般組合員の公的年金制度について」5頁をご覧ください。

Q10 一般組合員から短期組合員になりました。勤務は継続していますが、退職届書は必要ですか。

一般組合員から短期組合員に種別変更した場合も、長期給付の適用対象外となるため、退職届書の提出が必要です。所属所の事務担当者に御相談ください。

所属所から退職届書が提出された後、年金受給者の年金改定手続き、年金受給者以外の方の年金待機者登録手続きを進めます。

Q11 年金待機者登録通知書が届きました。何か手続きが必要ですか？

一般組合員の資格を喪失した場合、老齢厚生年金の受給権が発生するまでは年金待機者として、将来の年金計算の基礎となる組合員期間や標準報酬額などを登録します。その登録が完了すると、年金待機者登録通知書が届きますので、年金請求まで大切に保管してください。

住所等を変更された場合は、通知書に添付されている所定の用紙で手続きをしてください。

Q12 特別支給の老齢厚生年金の「消滅通知」が届きました。年金がもらえなくなるのでしょうか。

特別支給の老齢厚生年金は64歳までの支給になるため、65歳のお誕生日月の前後に「消滅通知」が届きます。65歳からの老齢厚生年金を受給するには、別途請求（切替）手続きが必要です。

一般組合員期間中の場合は、支部での手続きになるため、所属所を通じて請求書類を送付します。

Q13 年金に税金はかかりますか。

老齢厚生年金は、所得税法上の「雑所得」として課税され、年金の支給期ごとに源泉徴収されます。年金以外の収入（勤務していて給与がある場合など）がある場合は、御自身で確定申告する必要があります。

※「障害」、「遺族」を給付事由とする年金は非課税です。

Q14 年金を受給しながら働いています。令和6年6月からの定額減税は、どうなりますか。

年金から控除される所得税・住民税にも、勤務先の給与から控除される所得税・住民税にも、定額減税が適用されます（減税されます。）。

重複して減税された場合は、令和7年2月からの確定申告で精算することとなります。